

市議会議員の年金制度について

「地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「廃止法」という）」が、平成 23 年 6 月 1 日に施行され、年金制度は廃止となった。

ただし、廃止法の施行日現在議員であった者で平成 23 年 5 月 31 日までの在職歴のある者は、市議会議員の退職時、在職期間に応じた共済給付金が支給される。

1 在職 12 年以上の議員

次の（１）、（２）の給付のうちいずれかを選択できる

（１）退職年金

（２）掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金

《退職年金の算定》

退職年金の年額 = 平均標準報酬年額 × { 36/150 + 0.72/150 × (在職年数 - 12) }
(参考)

月額報酬 63 万円で在職年数が 12 年の場合の退職年金の年額 = 1,785,600 円

2 在職 12 年未満の議員

掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金

※在職期間は、平成 23 年 5 月 31 日までの期間で計算